

施策の大綱

将来像を実現するため、まちづくりに必要な各種政策を11の大綱に分類し、事業の展開を行います。

01

福岡県内で「光る」町になる

須恵町が持続可能な都市であり続けるため、町の内外から「須恵町」が選ばれるまちとなるよう、町民や関係機関、行政が協働してプロモーションを推進します。



03

教育立町須恵 ～社会総がかりで教育を推進～

先行き不透明なこれからの時代、どのように社会や産業が変化しても「ひとづくり」の基本は、先人の知恵に学んだり体験を積み重ねたりして培われた「心の教育」にあります。心の教育を須恵町教育の根幹とし、社会総がかりで教育を推進し、職業的・社会的に自立した「ひとづくり」を目指します。



05

生きがいを持てる社会づくりの推進

高齢者や障がい者など町民の誰もが地域で住み続けることができるよう、お互いに支え合い助け合う地域づくりと、公的な社会福祉制度の連携によってさまざまな課題を解決していく支援体制の充実を図り、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。



07

計画的な都市形成

人口減少や超高齢社会などの「社会の潮流」や、自然・文化・歴史的資源などの「地域特性」、商工業・農林業などの「産業振興」、さらにはまちづくりを地域から支える町民活動やニーズを考慮し、豊かな自然環境と市街地の良好なバランスを保ち、安全で安心して住み続けられる魅力と活力のある都市空間形成を目指し、適切な土地利用と計画的な都市施設整備を推進します。



09

地域とともに歩む行政づくり

従来の地域自治や行政サービスが届かない地域課題を解決していくため、行政・地域・企業などが協働し、地域サービスを供給する「新たな公共づくり」の構築に取り組みます。また、すべての人が互いに人権を尊重しつつ、社会への責任を分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる安心して暮らせる多文化共生を推進し、豊かなコミュニティの形成を図ります。



11

法令に基づく行政事務の適正な運営

町民に信頼される行政であり続けるため、法令を遵守し、適正な事務処理を進めます。また、二元代表制の下、民意を反映した開かれた議会運営が行われるよう適正な事務を進めます。



02

活力ある産業基盤の形成

産業はまちの活力の源のひとつです。農業、商業、工業、観光などの連携した振興により、地域産業の活性化を図るとともに、近年、経済成長の機会となっているカーボンニュートラル促進への企業参画や、移住政策と連動した新たな雇用獲得などを支援します。また、ふるさと納税制度を活用した市場拡大をサポートします。



04

子どもと家族の笑顔輝く未来へつなぐまちづくり

子ども・子育て支援は、子どもの幸せを第一に考え、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子どもの成長や子育てを支えることで、子どもと家族に笑顔が輝き、未来につながるまちづくりを進めます。



06

健康づくりを支えるための環境づくりの推進

いつまでも、いきいきと暮らせることは誰しもの願いであり、そのためには町民一人一人が主体的に健康づくりを進めていかなければなりません。また、少子高齢化が進行し、生活習慣病による疾病が増加している状況を踏まえ、今後とも一層健康増進のための事業に取り組む必要があります。このような状況などを踏まえ、健康づくりの基本理念を『ともにつくる誰もがいきいきと健康で暮らせるまち』とし、町民の健康づくりを支えるための環境づくりを推進します。



08

安心安全な地域の形成

地域の安全は地域で守るため、防災対策の充実や防犯活動の推進など、町民や団体と行政が協働し、安全に生活できるまちづくりを進めます。また、快適で住みよい生活環境を維持していくため、ごみの削減や省エネルギーなど、環境負荷の低減に資するゼロカーボンへの取り組みを推進します。



10

未来を見据えた計画性のある行政運営

自立した行政運営が求められる現在に対応するため、職員とのさらなる資質の向上に努めるとともに、執行体制の連携強化を図ります。また、限られた財源の中での効率的な行政運営を図るため行政改革を進めるとともに、DXの推進や効率的な行政サービスの提供、近隣市町との連携に取り組みます。



総合計画の詳細はホームページにも掲載しています。

まちづくり課 まちづくり係

☎ 9322・1153 (ダイヤルイン)

☎ 9322・1151 (内線344)